

MBOや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直しに伴う
「企業行動規範に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	6
4. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	8
5. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	9
6. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	10
7. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	11
8. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	14

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 支配株主(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。)又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。以下同じ。)の異動又はその他の関係会社(財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。)の異動</p> <p>h・i (略)</p> <p>j 親会社等(親会社、その他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。)に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k～w (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認める</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 支配株主(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下この規則において同じ。)又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。以下同じ。)の異動又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動</p> <p>h・i (略)</p> <p>j 親会社等(親会社、<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する</u>その他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。)に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k～w (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認める</p>

ものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～r (略)

s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

t (略)

(2)・(3) (略)

3～11 (略)

12 支配株主又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

13～16 (略)

付 則

この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。

ものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～r (略)

s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

t (略)

(2)・(3) (略)

3～11 (略)

12 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

13～16 (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(IR体制の整備)</u></p> <p><u>第6条の3 上場会社は、株主及び投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(MBO等に係る遵守事項)</u></p> <p><u>第11条 上場会社は、次の各号に掲げる事項（当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに関し、本所が別に定めるところにより、本所が定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行うものとする。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして本所が認める場合には、本所が別に定めるところにより、本所が定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。</u></p> <p><u>(1) 公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）</u></p> <p><u>(2) 公開買付者が支配株主、その他の関係会社（財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他関係会社をいう。以下同じ。）その他本所が別に定めるところにより、本所が定める者である公開買付け</u></p> <p><u>(3) 適時開示規則第2条第1項第1号e、fの2、fの3、ajまたはakに掲げる事項（支配株主、その他の関係会社その他</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(MBO等の開示に係る遵守事項)</u></p> <p><u>第11条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）に関して、適時開示規則第2条第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとする。</u></p>

本所が定める者（当該事項と一連の行為として行われる公開買付けによって、新たにこれらの者になった者を除く。）が関連するものに限る。）

2. 上場会社は、前項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けに関する適時開示規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表若しくは株主に対する表示又は同項第3号に掲げる事項（当該公開買付け、当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券等が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合には、必要かつ十分な適時開示を行うとともに、当該適時開示に前項の意見を記載した書面を添付するものとする。

（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）

第11条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合（前条第1項本文に規定する場合を除く。）には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主からの独立性を有する者による意見の入手を行うものとする。

（1） 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、e（上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合に限る。）、fの2からhまで、jからnまで、rからtまで又はa j から a n までに掲げる事項（支配株主そ

（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）

第11条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。

（1） 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第2条第1項第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、d、fの2からhまで、jからnまで、rからuまで又はa j から a n までに掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の

の他本所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) (略)

2 (略)

(削る)

開示を要する場合に限る。)

(2) (略)

2 (略)

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第21条の2 上場会社は、適時開示規則第2条第1項第3号の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めるものとする。

付 則

1 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。

2 改正後の第11条及び第11条の2の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に第11条第1項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けに関する適時開示規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表若しくは株主に対する表示、同項第3号に掲げる事項又は第11条の2第1項各号に規定する事項を行うことについての決定をする場合から適用する。ただし、施行日より前に第11条第1項第1号又は第2号に掲げる公開買付けに関する適時開示規則第2条第1項第1号tに定める意見の公表又は株主に対する表示を行うことについての決定をしている場合であって、施行日以後に当該公開買付けと一連の行為として同項第3号に掲げる事項を行うことについての決定をするときは、なお従前の例による。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のaからaaまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 支配株主又は財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社の異動</p> <p>h～aa (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第118条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のaからaaまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動</p> <p>h～aa (略)</p>
<p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第119条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第3号aに規定する法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに規定する法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからvまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～t (略)</p>	<p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第119条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第3号aに規定する法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに規定する法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからvまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～t (略)</p>

u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

v (略)

(2)・(3) (略)

(支配株主等に関する事項の開示)

第123条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。

u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

v (略)

(2)・(3) (略)

(支配株主等に関する事項の開示)

第123条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2・3 (略)

有価証券上場規程に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条(新規上場申請手続) 第2項関係 (1)～(2)の4 (略) (3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、dに規定する書類については、添付を要しない。 b～nの5 (略) nの6 支配株主又はその他の関係会社(財務諸表等規則第8条第8項に規定する<u>その他関係会社をいう。以下同じ。</u>)を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の3(5)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面(上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又はその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。) ○ (略) (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。</p>	<p>2. 第3条(新規上場申請手続) 第2項関係 (1)～(2)の4 (略) (3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、dに規定する書類については、添付を要しない。 b～nの5 (略) nの6 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する<u>その他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の3(5)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面(上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)</u> ○ (略) (4) (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 新規上場申請者が親会社等（親会社又は財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。</p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 新規上場申請者が親会社等（親会社又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。</p> <p>イ～ハ (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～eの3 (略)</p> <p>eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項</p> <p>当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い3.の2(3)aからfまでに掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに</p> <p>ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。</p> <p>f～n (略)</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。</p>	<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～eの3 (略)</p> <p>eの4 第2条第1項第1号tに掲げる事項</p> <p>当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い3.の2に定める者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに</p> <p>ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。</p> <p>f～n (略)</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p>

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>3. の2 第11条 (MBO等に係る遵守事項の取扱い) 関係</u></p> <p><u>(1) 第11条第1項本文及びただし書に規定する本所が定める者とは、同項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けの公開買付者又は同項第3号に掲げる事項に関連する支配株主、その他の関係会社及び第3項各号に掲げる者からの独立性並びに当該公開買付け又は当該事項の成否からの独立性を有する社外取締役又は社外監査役その他のこれらの独立性を有する者をいう。</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項に規定する意見には、次のaからcまでに掲げる事項に関する検討の内容、判断及びその根拠を含めるものとする。</u></p> <p><u>a 取引の是非</u> <u>第11条第1項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付け又は同項第3号に掲げる事項が、上場会社の企業価値向上に資するかどうか</u></p> <p><u>b 取引条件の公正性</u> <u>買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかどうか</u></p> <p><u>c 手続の公正性</u> <u>取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうか</u></p> <p><u>(3) 第11条第1項第2号及び第3号に規定する本所が定める者とは、次のaからfまでに掲げる者をいう。</u></p> <p><u>a 上場会社と同一の親会社をもつ会社等 (当該上場会社及びその子会社等を除く。)</u></p> <p><u>b 上場会社の親会社の役員及びその近親者</u></p> <p><u>c 上場会社の支配株主 (当該上場会社の親会社を除く。) の近親者</u></p> <p><u>d 上場会社の支配株主 (当該上場会社の親会社を除く。) 及び前cに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している</u></p>	<p>(新設)</p>

会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

e 上場会社のその他の関係会社の親会社

f 上場会社のその他の関係会社の子会社

3. の3 第11条の2（支配株主との重要な取引等に関する遵守事項）関係

第11条の2に規定する本所が定める者とは、3. の2（3）aからdまでに掲げる者をいう。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

6. 第22条（公表措置）関係

（1）（略）

（2）上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～d （略）

dの2 第6条の3の規定

同条に規定するIR体制の整備状況

dの3 （略）

e （略）

f 第11条の規定

同条第1項に規定する意見を記載した書面の入手状況及び当該意見の内容並びに同条第2項に規定する開示の状況

3. の2（支配株主との重要な取引等に関する遵守事項）関係

第11条の2に規定する本所が定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

（1）上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

（2）上場会社の親会社の役員及びその近親者

（3）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者

（4）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

6. 第22条（公表措置）関係

（1）（略）

（2）上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～d （略）

（新設）

dの2 （略）

e （略）

f 第11条の規定

同条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に対する表示についての開示における公正性を担保するための措置及び

<p><u>f の 2 第 1 1 条の 2 の規定</u></p> <p><u>同条第 1 項に規定する意見の入手状況及び</u> <u>当該意見の内容並びに同条第 2 項に規定する</u> <u>開示の状況</u></p> <p>g ~ i (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和 7 年 7 月 2 2 日から施行 する。</p>	<p><u>利益相反を回避するための措置の開示状況</u> (新設)</p> <p>g ~ i (略)</p>
---	---

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(8) (略) (9) 不適当な合併等 a～e (略) f 第9号に規定する「3か年以内」とは、 上場会社が同号a又はbに掲げる場合に 該当した日以後最初に終了する事業年度 の末日の翌日から起算して3か年目の日 （当該日が当該上場会社の事業年度の末 日に当たらない場合は、当該日の直前に終 了する事業年度の末日）までの期間（以下 この(9)において「猶予期間」という。） をいうものとする。 g (略) (9)の2～(19) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年7月22日から施行 する。</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(8) (略) (9) 不適当な合併等 a～e (略) f 第9号に規定する「3か年以内」とは、 上場会社が同号a又はbに掲げる場合に 該当した日以後最初に終了する事業年度 の末日から3か年目の日（当該日が当該上 場会社の事業年度の末日に当たらない場 合は、当該日の直前に終了する事業年度 の末日）までの期間（以下この(9)におい て「猶予期間」という。）をいうものとし てる。 g (略) (9)の2～(19) (略)</p>